

報告第10号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、  
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年8月19日提出

渋川市長 高 木 勉

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年5月22日午後2時ごろ、渋川市上白井2428番8地先市道立和田長坂線において、XXXXXXXXXX氏運転の自転車（所有者XXXXXXXXXX氏）が市道を走行中に横断側溝グレーチング蓋の隙間に前輪タイヤが挟まり、同タイヤのホイール等が破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月23日

渋川市長 高 木 勉

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

- (1) 甲は乙に対し、慰謝料55,620円、車両修理費44,082円、総額99,702円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

99,702円